「女性に対する暴力をなくす運動」期間　11月12日～25日

●「暴力」にあたる行為とは

身体的暴力	殴る、蹴る、平手で打つ、首を絞めるなど
精神的暴力	無視する、怒鳴る、脅す、監視するなど
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しないなど
経済的暴力	生活費を渡さない、借金させるなど
社会的暴力	GPSをつける、交友関係を制限するなど
こどもを利用した暴力	こどもに悪口を吹き込むなど



身体的暴力以外は、傷やあざなど残らないため、被害者が暴力と認識していない場合があります。

●被害を受けているかもと感じた場合は？

「自分にも原因があるのでは…」などと自分を責める必要はありません。あなたは悪くありません。暴力はいかなる理由があっても許されるものではありません。まずは、身近な窓口へ相談してください。

●ＤＶ被害を発見した場合は？

配偶者暴力相談センターまたは警察に通報してください。通報した人の秘密は固く守られます。

パートナーや恋人などからの暴力に悩んでいませんか。
一人で悩まず近くの相談窓口に相談を。

相談先

ＤＶ相談＋（プラス）	電話相談＝☎〈０１２０〉２７９－８８９（24時間受け付け） ●チャット相談＝正午～午後10時　●プラス相談箱＝24時間受け付け △チャット相談　△プラス相談箱		
DV相談ナビ	☎＃８００８	警察相談専用電話	☎＃９１１０
配偶者暴力相談支援センター	☎２０１－２８２０ 月～金曜日・午前8時30分～午後5時15分　※祝日、年末年始を除く		
福岡県女性サポートホットライン	☎〈０９２〉５７４－８３５８ 毎日午前9時～午後5時　※年末年始を除く　※面談は要予約		
福岡県あすばる相談ホットライン	☎〈０９２〉５８４－１２６６ 火～日曜日と祝日の月曜日・午前9時～午後4時30分、 金曜日（祝日を除く）は夜間（午後6時～8時30分）も実施 ※8月13日～15日、年末年始を除く		
福岡県配偶者からの暴力相談電話	☎〈０９２〉６６３－８７２４ 月～金曜日・午後5時～午前0時、土日祝日・午前9時～午前0時 ※年末年始を除く		
男性・LGBTQの方のDV被害者相談ホットライン	☎〈０７０〉４４１０－８５０２ 水曜日＝午後6時～8時、日曜日＝午前10時～午後12時 ※年末年始を除く		
DVをやめたい方の相談窓口	☎〈０８０〉５７９７－３９６６ 毎日午前9時～午後5時　※年末年始を除く		
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	☎＃８８９１	性犯罪被害相談電話（警察）	☎＃８１０３
性暴力被害者支援センター・ふくおか	☎〈０９２〉４０９－８１００　※24時間 年中無休		

オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン

毎年11月は、「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」期間です。家庭や学校、地域などの社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、児童虐待防止のための周知を行っています。

オレンジリボンは、こども虐待防止運動のシンボルマークです。

■児童虐待とは

児童虐待は、大きく４つに分けられますが、これらが重複して起きることが少なくありません。

●身体的虐待
殴る､蹴る､たたく､投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど

●性的虐待
こどもへの性行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

●ネグレクト
家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院へ連れて行かないなど

●心理的虐待
言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前ＤＶ）など

■虐待かもと思ったら ☎電話番号＝【１８９（いちはやく）】へ連絡をお願いします

〈児童相談所虐待対応ダイヤル〉全国共通・通話料無料・24時間受け付け

●通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

●結果として虐待でなかったとしても、通告・相談をした人が責められることはありません。

◉こどもの生命にかかわるとき、緊急性が高いときは110番へ

■体罰は法律で禁止されています

自分もこども時代に親から殴られて育ったので体罰は仕方ないと思っている人がいるかもしれません。

しかし、体罰は、こどもの成長･発達に悪影響を及ぼすとして法律で禁止されている行為です。

●しつけ
こどもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていく行為。

●体罰
こどもの体になんらかの苦痛を引き起こし、こどもの成長・発達に悪影響を及ぼす行為。



■大人はみんな「こどもの権利」を守らなければなりません

こどもの権利はすべてのこどもが生まれながらに持っているものです。大人が与えるものでも、条件によって左右されるものでもありません。

●生きる権利
食べるものや住むところがあること、医療を受けられること、命が守られること

●育つ権利
教育を受けること、休んだり遊んだりすること、自分の成長に必要な情報を得ること

●守られる権利
暴力や搾取、有害な労働から守られること

●参加する権利
自分に関係あることについて自由に意見を表すこと、集会に参加したりグループを作ったりすること

■こども家庭センターに相談してください

こどものことや職場･家庭のトラブルからくるストレスや不安がもととなり、こどもを必要以上に叱ったり、たたいたりしてしまうことがあります。まずは、その心の苦しさを理解してくれる人に話すことが大切です。一人で抱え込むのではなく、少しでも困っていることがあればこども家庭センターに相談してください。

▷問い合わせ　こども家庭センター　☎２２３－３５７７